

## 福祉人材センターでは、

# 「福祉の仕事を希望する方」と「求人事業所」を ていねいにマッチングします



職場説明会

就職フェア・相談会

見学会・職場体験

求人情報の提供

# 福祉人材 センター・バンク

を、ぜひご利用ください



## 福祉分野に特化した専門的な支援を行います

- 福祉人材センター・バンクは、都道府県の指定により、社会福祉協議会が公正中立な立場で運営しています
- ハローワーク、学校・養成校、社会福祉法人、専門職団体等、社会福祉協議会の有する幅広いネットワークを活かして、福祉分野に特化した人材の確保・育成・定着に取り組んでいます

## ていねいで、寄り添った支援を行います

- 求人事業所のニーズと、福祉の仕事を希望する方ひとりひとりの希望に沿い、ていねいにマッチングします
- 職場見学や職場体験もコーディネートします
- 専門スタッフが事業所を訪問したり、現場のリアルな魅力や特色を求職者に伝えます

Instagramはここ



福祉のお仕事

福祉のお仕事

検索

<https://www.fukushi-work.jp>

求人事業所の

## 声

### 「人材センターを 利用して良かった!」

採用活動を、心を込めてサポート



#### 〈求職者とのつなぎ 調整〉

- ◆ センター職員を紹介して求職者の本音を知ることができる。
- ◆ 勤務時間等について、事業所と求職者の意向を聞き取ったうえで調整役を担ってもらえる。
- ◆ 求職者のニーズを情報提供してくれたことで、求人内容を変更して採用に至ることも。

#### 〈福祉に特化した専門性〉

- ◆ 事業所訪問で、顔が見える関係作りができる。
- ◆ 福祉の現場での業務経験のある専門員が、相談者の要望に沿って紹介してくれる。
- ◆ 就職相談会から複数の採用実績がある。センターの細やかな配慮にはいつも感謝している。

#### 〈多様なサポートメニュー〉

- ◆ 就職フェアなど、当事業所のことをアピールできる機会があり大変良い。
- ◆ 施設見学を勤めてくださり、見学から、面接、就業につながった職員も多い。
- ◆ お互いを知る機会として事前の施設見学、福祉・介護職場体験を有効に活用している。

#### 〈事業所の立場に立ったサポート〉

- ◆ 流れ作業的な窓口業務ではなく、丁寧に寄り添って話を聞いてくれる。
- ◆ 気軽に相談や話ができる、私たち事業者にとって身近な存在。
- ◆ 園のことをよく理解してくれ、こちらが採用したいと思う求職者を紹介してくれた。

#### 〈その他〉

- ◆ センターからの紹介で入職した保育士が長く働いてくれて戦力になっていて。

# 求職者の声

## 「こんな職場で働きたい！」 理想の職場選び、ここがポイント



### 〈働きかた～勤務時間・休日〉

- ◆子育て・介護・通院などに柔軟に対応してもらえると嬉しい。
- ◆3～4時間の時短勤務など、自身のライフスタイルに合わせて働きたい。
- ◆介護助手の募集はある？

### 〈職場の雰囲気・環境〉

- ◆利用者も職員も大切にしてくれる施設は魅力的。職員の人間関係がよく、話しやすい雰囲気だと嬉しい。
- ◆求職者である私が悪い描く福祉の考え方やあり方と合う事業所で働きたい。

### 〈経験や資格、研修制度・サポート〉

- ◆無資格、未経験でも働きたい。非正規で入職していずれは正規職員になりたい。
- ◆資格取得の支援制度（受講費の補助や勤務時間の調整など）があると嬉しい。
- ◆働くうえでのスキルについて丁寧な教えや、指導体制が整っているかと安心する。
- ◆60歳以上でも働きたい。



### 〈給与・福利厚生〉

- ◆給与について、常勤・非常勤を問わず、手当や賞与などがきちんと知りたい。
- ◆福利厚生の充実（諸手当、施設内で子どもを預けられる、など）は嬉しい。

### 〈その他〉

- ◆オンライン見学がしたい。

求職者の知りたい情報を  
今すぐ発信しよう！



給与・賞与

勤務時間・休日



法人の理念

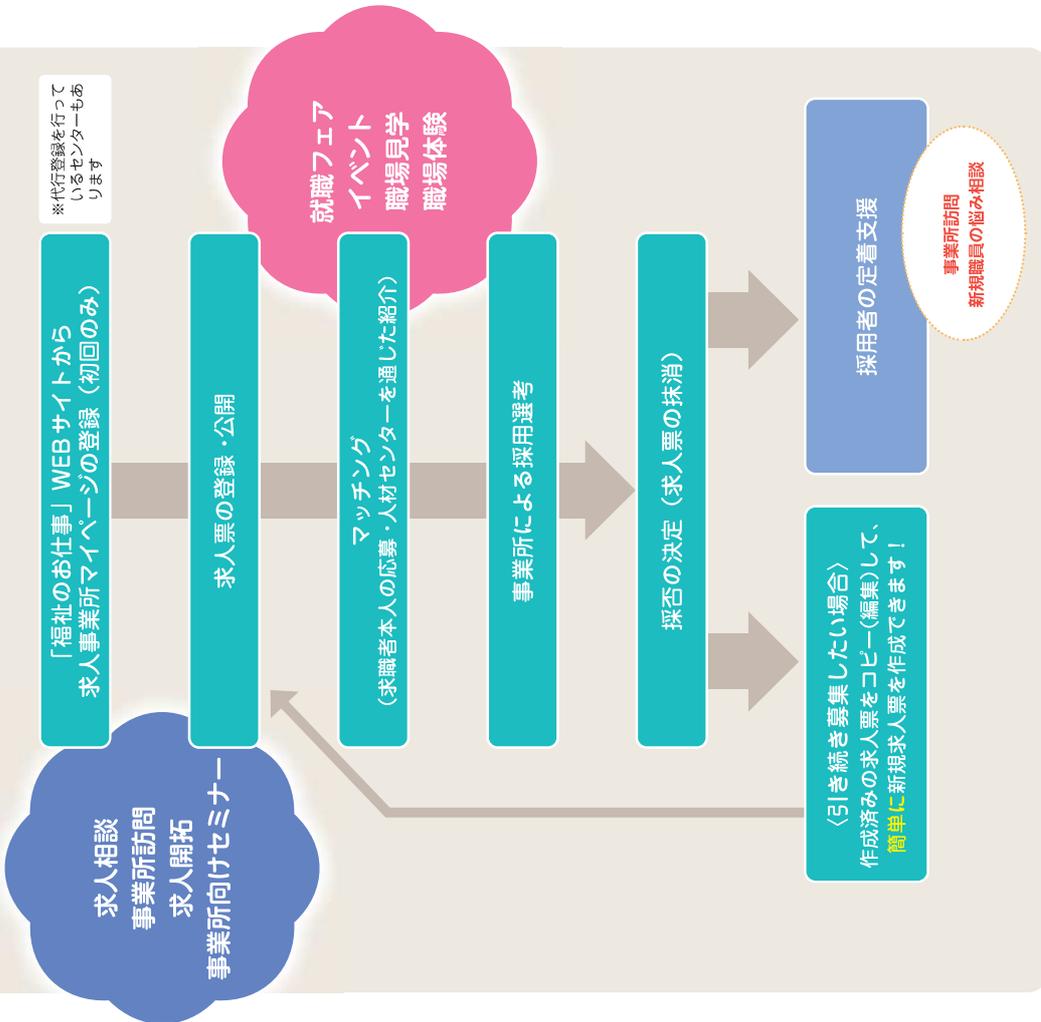
研修制度・サポート

職場の雰囲気・職員体制

事業所の魅力を  
全国の求職者にアピール！

## 採用活動の流れとサポート

簡単！



※代行登録を行っているセンターもあります



登録先の都道府県福祉人材センターがサポートします！！

都道府県福祉人材センターの一覧はコチラ

発行  
社会福祉法人  
全国社会福祉協議会 中央福祉人材センター  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-2-2 新館が関ビル  
TEL 03-3581-7801 FAX 03-3581-7804

※福祉人材センター・バンクは、「無料職業紹介事業」の許可を得て職業安定法に基づき運営しています。  
※個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報保護を適切に取扱いします。

## 01 岡山県福祉人材センター 連絡先

きらめきプラザ1階  
福祉人材センター

# 岡山県福祉人材センター

福祉人材無料職業紹介所

開所時間:月～金 8:30～17:00 (祝日除く)  
岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ1階

TEL:086-226-3507

Mail:jinzaicenter@fukushiokayama.or.jp



最新情報はホームページ  
をご確認ください



## 01 岡山県福祉人材センターについて

### 福祉人材センター 法的根拠

社会福祉法(第93～98条)に基づき、都道府県知事が各都道府県に設置する機関です。  
岡山県社会福祉協議会が県から委託を受けて実施しています。

無料職業紹介事業については、  
職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得て行っています。  
【無料職業紹介事業許可番号33-ム-010004】

### \* 無料職業紹介

「職業紹介に関し、いかなる名義でも手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介事業」  
(職業安定法第4条第2項)

## 02 「福祉のお仕事」ホームページ 事業所登録・求人票登録について

求職者登録数:約530名  
(R8.1.5時点)



### 事業所登録について

求人票登録・公開にあたって、  
まずは「福祉のお仕事」ホームページ  
より事業所登録をお願いします。

「事業所の方 求人を出す」  
⇒『ご利用方法・登録までの流れ(新規  
登録)』より、事業所マイページ登録を  
申請してください。



### 求人票登録について

事業所登録をすることにより、事業所マイページから求人票を登録することができます。  
求人票情報を入力し、申請を行っていただきます。当センターで申請のあった求人票を  
承認すると、求人票が福祉のお仕事のホームページ上で公開されます。  
一度求人票登録すると、次回からは「再利用新規」で求人票を新たに申請することがで  
きます。

## 03 職場の定着力アップ出張講座(無料)



福祉・介護職の働きがいを支えるため、  
職場の定着力アップ出張講座を実施しています。

民間企業や福祉施設での相談経験を持つ人材定着支援アドバイザーがあなたの施設・  
事業所へ伺い、講座を開催するほか、講義後にご希望の職員の方に個別相談も併せて実  
施しております。 ※オンライン講座にも対応可能

### 【費用】無料

年24回実施 ※令和7年度分は終了  
▼先着順で調整。  
(1法人当たり1回までお申込みいただけます。)

### 講座テーマ例

人事・労務管理研修、様々なハラスメ  
ント講座、報連相スキルアップ講座、  
職場のコミュニケーション力アップ講  
座、職場改善研修 などなど  
※その他、テーマにない講座内容もご相  
談に応じます。

**福祉・介護事業所対象** **無料**

### 職場の定着力アップ出張講座

**人材定着アドバイザーが事業所へ伺い、  
研修・相談・アドバイスをを行います！**

**研修実施**

事業所で現在お困りごと等に応じて、研修を実施いたします。  
新人職員研修や、報連相、コミュニケーション、ハラスメント等  
ご希望の日程・内容で調整し、事業所へ伺い実施いたします！

**個別相談**

職員の方が抱える悩みに対して、相談に応じます！  
労務管理や職場の人間関係、ハラスメント等応じます。  
研修と合わせて実施も可能です、ご相談ください。

**日程** 令和7年4月～令和8年3月、月曜日から金曜日(祝日は除く)  
9:30～16:00のうち45～90分程度で、希望日を伺っております。  
※日程調整の関係でお早目にお申込みいただけますと幸いです。  
施設状況に応じて、オンライン開催も可能です、ご相談ください。

## 04 仕事の悩みなんでも相談(無料)



**毎月第2・第4木曜日 13時～16時**

一般企業での人事経験のある相談員や、福祉事業所をよく知る相談員が相談に応じ、電話・来所・オンラインで相談可能です！

働く上での不安や悩み、職員間のコミュニケーションやストレス等について、ご相談いただけます。

管理職・リーダー職の方からの相談も受け付けております。

専門のアドバイザー(社会保険労務士)に相談してみませんか？

好きな方法でご相談いただけます！

電話

来所

オンライン

【岡山県委託事業】令和7年度福祉・介護人材マッチング機能強化等事業

就職活動中の方もどうぞ！

**フクシ・カイゴ職員対象**

**しごとの悩みなんでも相談**

相談できていますか？

職場や仕事のこと、働く上での不安や悩み。  
専門のアドバイザーに相談してみませんか？  
人材育成や労務管理に関するご相談も！

相談日

**毎月第2・第4木曜日**  
時間/13:00～16:00 (予約制)  
※当日受付も大丈夫です。  
空いている時間でご案内させていただきます。

## 05 福祉の就職フェア岡山

(R8年度は年3回開催予定)

福祉・介護事業所の人事担当者から福祉の仕事内容、法人の魅力など、直接、話を聴くことができるため、多くの学生・求職者の方にご参加いただいております

内容

- 個別面談会
- 就職相談
- すまいる宣言法人1分間プレゼン
- セミナー など



参加された方の声・・・

- ・一度にたくさんの施設の情報を得られて良かった。
- ・法人の方が親身になって話を聞いてくれて良かった。
- ・未経験・資格がなくても安心して参加できた。

06

## 働きやすい職場環境に取り組む 「すまいる宣言」認証制度



### おかやま☆フクシ・カイゴ職場 すまいる宣言

働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み  
一定の基準を満たした福祉・介護事業所を  
すまいる宣言事業所として登録する制度

**R7.10月時点 認証登録法人  
42法人(584事業所)**

**令和8年度前期募集:4月1日~30日**

おかやま☆フクシ・カイゴ職場  
**すまいる宣言**



### ●すまいる宣言スタート応援相談事業

毎月第3水曜日 13時~16時

すまいる宣言アドバイザー(社会保険労務士)が相談に応じます。

- ▷認証制度の内容、申請手続きの方法等詳しく教えてほしい
- ▷申請したいが、どこから手を付けて良いのか全くわからない
- ▷宣言基準の●●に取り組むたいが、始めるためのポイントは? などなど



★ **まずはお気軽にスタート応援相談事業をご利用ください。**

## 07 岡山県福祉人材センター事業

### ●福祉の地域のミニ就職フェア

福祉の仕事に関する情報提供や福祉事業所との面談の機会を通して、福祉の仕事への理解を深めるとともに、就業促進及び福祉人材の確保を図ることを目的に開催。

幅広い世代に向けて、身近な地域で働ける福祉職場を知っていただく場とします。



【令和7年度】  
岡山2会場、津山市、総社市、  
笠岡市 計5会場で開催。  
各会場10~15法人が出展

※「地域のミニ就職フェア」ページ

### ●福祉職場インターンシップ・ 職場体験事業

実際の仕事の体験を通して、福祉職場で働くことのイメージづくりや福祉業界への関心・就労意欲を高めることを目的として、高校生、大学生・短期大学生・専門学校生、社会人対象に実施。

福祉職場を知っていただく場とします

▼年度ごとに受入れ事業者の募集を行っています。



## 07 岡山県福祉人材センター事業

### ●学生アルバイト募集事業

福祉の仕事に関心を持つ学生等に福祉施設でのアルバイトを紹介することで、福祉への関心を高めることやコミュニケーション能力の向上、また福祉の職場の魅力や仕事内容を理解してもらう機会を提供することを目的として実施。



### ●介護アシスタント事業

介護施設・事業所等において掃除や食事の片付け、洗濯、物品の補充等、入所者への直接的な介助に携わらない業務を担当する「介護アシスタント」を導入する事業です。

福祉・介護施設等でご自身のライフスタイルや体力に応じた働き方をしたい方、介護業務の機能分化による人材確保やサービス向上について検討したい施設・事業所を募集しています。



## 08 福祉・介護の魅力発信

【岡山県福祉人材センター・福祉・介護人材確保対策推進協議会】

### おかやまフクシ・カイゴWEBサイト

仕事を探したい方、知りたい方向けにご案内「福祉の仕事を知って、聴いて、探してみよう！」



福祉の仕事を探したい  
もっと詳しく知る!

福祉の仕事を知りたい  
もっと詳しく知る!

おかやまフクシ・カイゴWEBサイト

岡山県福祉人材センター

**STEP 2**  
福祉の仕事を知る

実際に働いている人たちのインタビュー記事を掲載!



岡山県福祉人材センター  
OKAYAMA Prefectural Welfare Human Resources Center  
(社会福祉法人岡山県社会福祉協議会)

きっとみつかる



自分にあった

# ふくしの仕事!

\* Suitable FUKUSHI Jobs for You \*

FUKUSHI!

探したい!



FUKUSHI!

知りたい!

高齢・障がい・児童分野のお仕事さがしは

## 岡山県福祉人材センター

までお気軽にご相談ください。

# 仕事をお探しの方へ

\* Suitable FUKUSHI Jobs for You \*

岡山県福祉人材センターでは  
福祉のお仕事に関するいろいろなサポートを提供しています。

## 就職フェアの開催

就職活動をサポートする  
岡山県最大級の福祉事業所が  
ブース出展する個別面談会です。



## 福祉分野の就職に関する相談

仕事の内容や職種、資格、就職活動、  
福祉系養成校のご紹介、福祉の仕事に関する  
相談を人材センター職員がお受けします。

## 就職セミナー・ガイダンス・ 面接対策講座の開催

福祉業界の現場を詳しく知りたい方、  
見学したい方、専門資格を取りたい方に対して  
各種講座を開催しています。

FUKUSHI!

## 福祉の仕事なんでも相談

人材定着アドバイザー（社会保険労務士）に  
福祉の仕事や職場環境の悩みをご相談  
いただけます。

【電話・来所相談】毎月第2・4木曜日13:00~16:00



## おかやま☆フクシ・カイゴ職場 「すまいる宣言」事業所のご紹介

働きやすい職場づくりに取り組んでいる  
事業所をご紹介します。  
岡山県認証制度 すまいる宣言法人で  
安心した就活を。



## 情報提供

FUKUSHI

求人情報誌やメール配信にて求人情報を  
毎月ご提供します。福祉・介護の仕事の  
魅力について最新情報はこちらから。

おかやま福祉・介護の仕事・情報発信  
フクシ・カイゴWEB



WEB  
サイト

## 福祉のお仕事【求職登録のご案内】

パソコン、スマートフォンなどから全国の求人情報を閲覧したり、求人への応募ができます。

- 応募・紹介状発行依頼
- 求人のお気に入り登録
- マッチング機能
- メールでの情報配信
- 見学・面接の調整
- ...etc.

関連する職種

介護職員/ホームヘルパー/介護支援専門員/相談・支援・指導員/保育士/セラピスト/看護師/栄養士/  
調理員/社会福祉協議会 専門員/事務職/サービス提供責任者/運転手 など



求職登録は  
こちらから!  
学生OK!!



学生さん  
向け事業

高校・大学・専門学生の方へ  
・福祉職場インターンシップ  
・福祉職場アルバイトの募集  
・福祉介護魅力発信プロジェクト事業

小中学生のみなさんへ  
・福祉職場体験ツアーの開催

for Students



お問い合わせ先

福祉人材無料職業紹介所 厚生労働大臣許可・福祉人材無料職業紹介所【許可番号 33-ム-010004】

## 岡山県福祉人材センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1「きらめきプラザ」1F

ウェブサイトはこちら

<https://jirzai.fukashiokayama.or.jp/>



TEL 086-226-3507 FAX 086-801-9190

【利用時間】8:30~17:00 ※正午~13:00の間もご利用いただけます 【休館日】土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)



2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わりました

詳しくは裏面や  
厚生労働省ホームページ  
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. <b>就業場所・業務の変更の範囲</b>
有期労働契約の 締結時と更新時	2. <b>更新上限</b> （通算契約期間または更新回数の上限）の <b>有無と内容</b> 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に <b>あらかじめ</b> 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. <b>無期転換申込機会</b> 4. <b>無期転換後の労働条件</b> 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

# 労働条件明示の制度改正のポイント

## 全ての労働者に対する明示事項

1

### 就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

## 有期契約労働者に対する明示事項等

2

### 更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

#### 更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

### 無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

### 無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

#### 均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

- ※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
- ※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)
- ※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
- ※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。
- (注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

## 詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③



(2024年9月)

ちゃんとチェック!

# 最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

## 岡山県 最低賃金

令和7年  
12月1日 から  
時間額

1,047 <sup>前年比 UP</sup> 65円 円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する  
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する  
お問い合わせは  
岡山労働局または  
最寄りの労働基準監督署へ



岡山労働局 検索

賃金引上げ  
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策  
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者  
の皆さんへ



業務改善  
助成金

最大600万円を助成



# 働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金!

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金<sup>(※1)</sup>と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!<sup>(※2)</sup>

## 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。<sup>(※2)</sup>

### A 時間給の方

時間給  円  $\geq$  最低賃金額(時間額)  円

### B 日給の方

日給  円  $\div$  1日の平均所定労働時間  時間 = 時間額  円  $\geq$  最低賃金額(時間額)  円

### C 月給の方

月給  円  $\div$  1か月の平均所定労働時間  時間 = 時間額  円  $\geq$  最低賃金額(時間額)  円

### D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額  $\geq$  最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精算手当、通勤手当および家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 業務改善助成金

最大600万円を助成

## 中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する  
「業務改善助成金」を活用しましょう!



### 業務改善助成金とは?

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



### 支給の要件

事業場内最低賃金の引上げ

引上げ後の賃金額の支払い

生産性向上に資する機器・設備などを導入

解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック!



### 助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出

2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出

4 支給

手続きを動画でチェック!



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル適性

この印刷物は、印刷物の紙へリサイクルできます。

(R7.9)

# 介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし)
- 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)**
  - > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
  - > 走らせせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒 (15%)**
  - > 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
  - > 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)**
  - > 設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)**
  - > 介助の周辺動作のときも焦らせない
  - 介助のあとは「一呼吸置いて」から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)**
  - > 適切な通路の設定
  - > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒 (5%)**
  - > 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

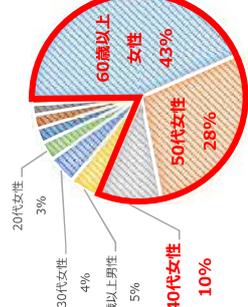
- 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)**
    - > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
  - 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)**
    - > 防滑床材の導入、摩擦している場合は施工し直す (★)
    - > 滑りにくい履き物を使用させる
    - > 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
  - こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)**
    - > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放)
  - 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)**
    - > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
    - > 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起
- (★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます  
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

# 転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒災害の態様

- ・ 骨折 (約70%)
- ・ 打撲
- ・ じん帯損傷
- ・ 捻挫
- ・ 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数 (※労働者死傷病報告による休業日数)

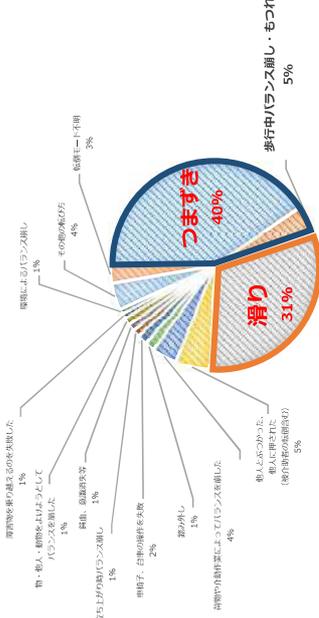
44日

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



## 主な原因と対策

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→ 「転倒の予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性に加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」 (内閣府ウェブページ)

